

	②虐待認識	不明
	③援助展開	面会の制限をするが納得いかない 母親が面会に来ても本児が無表情。一緒に遊べるよう援助していたが、ある日思いつめた様子で面会に来る。その日から本児が母親と距離を置く。 次の面会時母親はイライラしており、本児も母親に拒否的。それをみた母親は興奮し出し、無理矢理食べさせようとする。本児は泣きだし、母親もパニックになる。 今は母親の治療を優先するという基本方針

入所時点における児相との援助目標の設定については、児童自立支援計画策定が義務付けられる以前の入所であったりする場合もあり、仕方ないという側面もあるが、不明な部分が散見される。

また、虐待認識についても、その必要性が浸透していないせいか、虐待の事実を確認するという意識で関わっていない可能性がうかがわれ、情報の不確かさがみられる。

3・関係が改善された事例の要因分析

次に、親との関係が改善された要因を分析することにする。その結果が以下の表である。中項目として取り出したのが、4つの項目である。ひとつが、「親への働きかけ」である。子どもとどう関わったらよいのかを伝える、母自身に子どもの養育における主導権をもたせるといった働きかけである。二つ目が、「子どもへの働きかけ」である。子どもが親に関心を示し続けることが親自身の変化を導く可能性を示唆している。三点目に、関係機関との連携がとれていることが指摘されている。これは、児相や福祉事務所のワーカーが施設と共に親との関係において良好な関係を結んでいるという意味である。さらに、4点目には、インフォーマルなサポートの重要性も指摘できる。5点目に指摘したいのが、「母親自身のもつ力」である。引き取りへの強い意欲をもつこと、自分自身を内省する力等である。これらの力が引き出され、子どもに良好な変化が導かれていくときに、母親もまた変化していくといった相互関係にあるといえる。

表3 親との関係が改善された要因の分析

小項目	中項目	大項目
保育のなかで一緒に過ごすことのなかで発育状態の理解やニーズを伝えていくようにした(事例1)	親への働きかけ	職員の忍耐強い関わり
子どもが「かわいいね」というメッセージを積極的に伝えていくように努めた(事例1)		
子どもとの関わりに対する知識の伝達(事例3)		
母にイニシアティブをとらせる対応(事例7)		
子どもからの母への手紙の送付(事例7)	子どもへの働きかけ	
虐待した子どもからの手紙や電話(事例8)		
母のよいイメージを作り出す対応(事例9)		
福祉事務所のワーカーの存在(事例8)	関係専門機関との連携	ソーシャルサポートの構築
児童相談所の協力		
児童相談所と同じスタンスにたてた(事例9)		
児相のワーカーとの信頼関係(事例7)		
キーパーソンの存在(事例2)	インフォーマルなサポート	
配偶者のサポート(事例3)		
母親自身の社会的能力(事例3)	母親自身のもつ力	肯定的側面及び内在する力
母の内省力(事例7)		
母親の引き取りへの意欲(事例5)		
母親の引き取りへの意欲(事例7)		
子どもの良好な発達状態(事例3)	子どもの良好な変化	
子どもの成長(事例5)		
子どもの変化(事例8)		

4・関係が改善されない事例のポイント

親との関係が改善されない要因の分析を行った。その結果が以下の表である。

表4 親との関係が改善されない要因の分析

小項目	中項目	大項目
母の所在が不明となる(事例5)	親のいい加減・無責任な態度	親の課題
言動に不一致が多い(事例10)		
すぐ引き取りの話しをするが約束を守らない(事例12)		
問題を親自身が感じられない(事例11)		
親に被害者意識が強く危機感が薄い(事例5)		
酔って暴言をはく(事例13)	相手を振り回す、威嚇する態度	
自分の思い通りにならないとカットになって態度が一変		

する (事例13)		
罵声をあびせる (事例14)		
自殺をほのめかす (事例14)		
すべての子どもの父親が違う (事例5)	男性への依存性	
男性関係が複雑 (事例11)		
男性が入れ替わり立ち替わりいる (事例12)		
子ども自身にも虐待されたという思いがもてず、むしろ親を慕っている (事例11)	子どもが親の否定的影響を受けている	子どもの側
子どもが家の方が楽だからよいと言い出す (事例13)		
子どもが父親の否定的な影響を受けてしまう (事例13)		
子どもが施設にいたいと言い出す (事例10)	子どもが親を否定的に捉えてしまう	
子どもが母親が約束を守らないと言い出す (事例12)		
子どもの母親への態度が否定的になる (事例14)		
周囲の援助者の思いが伝わらない (事例5)	専門職に求められること	専門職の専門性
親の情報不足 (事例10)		
虐待をしてない親との関係形成 (事例5)		
実母 (祖母) との関係の悪さ (事例5)	親族との関係の悪さ	安定した関係がない
実母、祖母の内縁の夫との関係の悪さ (事例14)		
実父との関係の悪さ (事例13)		
就労していない (事例10)	経済的な困難さ	基本的な生活をおく れる条件が整って いない
経済的にその日暮らし (事例11)		
定職についていない (事例13)		
住居が決まっていない (事例10)	住居の問題	
友人宅を泊まり歩く (事例11)		
家には生活感がなく住んでいる様子もない (事例12)		
施設と母親の住居が離れている (事例11)	連絡し、面会できる距離 にない	環境的要因

最も中項目が多かったものが親の課題に関する項目である。ひとつには、無責任さやいい加減な態度として職員には映じている。さらには、職員を振り回す、威嚇する態度をとることもみられる。母親に多かったのは、男性への依存性である。非常に頻繁に親密な関係を変えているわけである。同時にいえるのは、親族との関係の悪さである。つまり、ひとつといえることは、関係改善がみられない親は、恒常的で安定的な人間関係を構築できていないということである。

そうしたなかにあつて、専門職がいかに親の情報を収集し、親のニーズを把握できるかが重要である。振り回され、援助者の思いがなかなか伝わらない親たちは、ではなぜそのような態度しかとれないのか。そのことと彼らの多くが施設で育ち、その親との安定的な関係形成ができていないことをいかに捉えるかが問われているといえる。

親の態度は子どもに否定的な影響を与え、それが親との関係を悪化させている。だが、

他方に子どもに対して不適切な関わりをしているにもかかわらずそうした親を相対的に捉えることができず、むしろ家に帰ることを希望してしまう子どもの姿もみられた。

最後に指摘したいのが、基本的な生活環境の劣悪さである。経済的な困難さ、住居といった安定した生活の構築に不可欠な部分に不安定さがある。親は、関係性と共に居場所さえ不安定なのかもしれない。

5・その他

最後に事例とは関係なく、質問した項目の整理を以下にしておく。残念ながら今回の調査対象施設では、心理療法士の配置が非常勤でしかなく、家族支援には現実的に要求できないという声があった。また、乳児院における里親委託において養育里親が、特に家庭復帰し難い事例等の場合により必要であること、乳児院における家族支援専門員の配置による他の専門機関との関係が配置以前よりもとりやすくなったことが指摘されている。同時に、次年度から配置される児童養護施設の場合、直接担当とF S Wの役割分担の課題が指摘されていることも加えておきたい。

表5 家族支援への課題

1) 乳児院	
①S乳児院	乳児院の年齢制限の緩和等に鑑み、家族再統合か里親委託というかたちで、児童養護施設への措置変更はないという方向で望みたい
2) 児童養護施設	
①S園	親の子どもを養育する意思の有無がとても重要 親とのコミュニケーション 直接担当とファミリーソーシャルワーカーの役割分担
②F学園	親自身の問題、児童福祉司のアセスメント、親との信頼関係 直接担当とF S Wの仕事のすみわけ
③S寮	児相との共通認識に基づいた対応

(2) 心理療法士が行う家族支援への期待

1) 乳児院	
①D乳児院	現在非常勤の心理職を導入 業務内容としては、保護者との面接など保護者への関わり、職員に対して約束の方法や会話の持ち方へのアドバイス 今後職員との役割分担をどうするかが課題である
2) 児童養護施設	
①S園	親のカウンセリング

(3) 里親委託するうえでの親の同意にかかわる課題 (乳児院のみ)

1) 乳児院	
①S乳児院	自分では育てないが、人に手渡すつもりはないという親の私物意識

	求められているのは養子縁組であり、養育里親の考えは浸透していない
②D乳児院	保護者としては里親に子どもをとられるのではないかとという危惧 養育里親が一般的に普及すれば変化することも考えられる
②K乳児院	子どもが選ばれているのではないかと感じることもある 子どもの守秘義務の問題

表6 家族支援専門員の配置によって変わったことは何か（乳児院のみ）

1) 乳児院	
①S乳児院	今では児童相談所がイニシアティブをとり、それも上下関係があるような印象があったが、現在では施設側が主体的に家庭調整を先行的に実施し、むしろこちらから状況を児童福祉司に伝え、協力を得るという風に関係も水平関係にある
②D乳児院	施設のソーシャルワーカーとしてみられるようになってきている。 児童相談所など関連機関から情報を入れてくれることや連携が増えている 役割が明確化したことで施設側の意識も変化してきている

IV 考察

考察においては、まず保護者への関係形成が改善される、されないといったその違いをふまえたうえで、FSWの役割について検討した。同時に、関係が改善される、されないポイントはどこにあるのか、考察したい。その考察を前提にして、今後どのような方策が検討されるべきなのか、考察を深めていきたい。

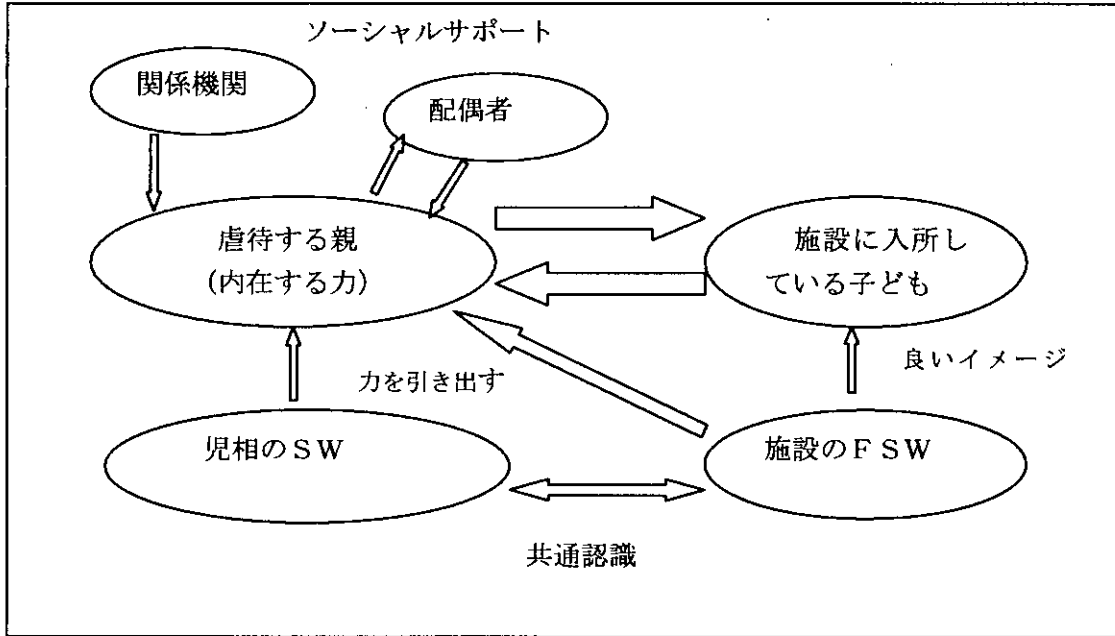
1・改善された事例の共通要因をふまえてのFSWの役割

まず、改善された事例の共通要因である。結果のなかでの中項目と大項目のみ示した。これを図式化したものが、以下のものである。

表7 改善された事例の共通要因

中項目	大項目
親への働きかけ	職員の忍耐強い関わり
子どもへの働きかけ	
関係専門機関との連携	ソーシャルサポートの構築
インフォーマルサポート	
母親自身のもつ力	肯定的側面及び内在する力
子どもの良好な変化	

図1 関係が改善された家族援助の体系



保護者との関係が改善された要因をふまえてFSWの役割を検討すると、まず子どもに親の肯定的なイメージを育むことが必要であるといえる。それを手紙等で保護者へ伝え、子どもは決して完全に親を否定していないことを伝えることが必要であろう。子どもに対しては、親の言っていることを本人に受けとめることができるように伝えることも必要である。

ある施設の職員が指摘していたことだが、親に子どもの否定的なことを極力言わないと話されていた。なぜなら、親は何かしなくてはと思っているので、子どもを叱責してしまう。そのことが子どもとの距離を作ってしまうことになる。職員は、母親の子どもを思う気持ちを理解し、その思いがうまく子どもへと伝わることへの橋渡しの機能が求められているといえるだろう。そのためには、親自身にも子どもの気持ちをいかに理解したらよいか、具体的にどう関わるのかということを示していくことが求められているといえる。

今回の事例のなかには、虐待が入所後に判明した場合があった。施設職員がそのことに気づき、親との面会を回避しようと思うとき、親は職員の言動を疑う場合がある。例えば、「今はお母さんとお会いしても、お子さんはあまり喜ばないので・・・」というような場合である。認めたくないという思いも手伝って、親は職員を疑う場合がある。こうした場合において、まず重要となってくるのが児相との共通認識である。児相の職員は、日常の子どもの様子を見ているわけではないので、子どもが親をどう思っているのか知らない場合が起こりうる。こうした場合において、面会の必要性等において共通認識をもっていないと、「児相は面会を許可したのに、施設の職員はなぜ反対するのか、やはり私のことを嫌っているから」等施設職員への反感を抱かせてしまうことすらあるだろう。したがって、児相との間において、現在の子どもの状況と親の状況について、何が現在必要なのかを明確にしておく必要がある。そのうえで共通認識にたち、親へのかかわりにおいて、施設と児相との間に極力言動の不一致がないようにしなければならない。

また大切なことは、虐待する親と取り巻くサポート体制の構築である。経済的問題には福祉事務所、親の精神的治療には精神科医などといった専門機関との連携のみではなく、虐待する親との親密な関係を構築できるキーパーソンとの関係を維持させ、これを活用しつつ、虐待した親をサポートしていくことが必要であろう。

最後に述べたいのが「親の謝罪」に関してである。確かに、事例で取り上げたように親が子どもに虐待について謝罪することが子どもに良好な変化をもたらしている。ゆえに、その効果は西澤らの指摘するとおりである。ここで考えたいのは、親にどのような「ことば」を用いて、自らの行為を自覚させるかである。この際、「虐待」という言葉を用いるのではなく、実際の行為を指し示すことばの方が、特に子どもがされた行為（叩かれたなど）を示す言葉を用い、その行為に対する謝罪が有効であるといえないだろうか。これについては今後の検討課題でもあるが、「虐待をしたことを謝罪してください」という表現は、やはり、「なんともひどいことをしましたね」という印象を親に与えやすいし、職員自身も親に否定的になりやすいといえるだろう。

同時にいえることは、職員との信頼関係の形成があり、親自身も謝罪すれば受けとめてもらえるであろうという確信にも似た思いがあったからこそできるのであろう。関係が改善される親にはこうした基本的な内的な力が存在しているといえ、この部分の見極めも親と関わっていく際の重要点であるといえるだろう。

2・改善されなかった事例の共通要因をふまえてのF S Wの役割

次に改善されなかった事例の共通要因をふまえてF S Wの役割を明確にすると共に、こうした親が抱える課題について検討していきたい。

表8 親が抱える課題

中項目	大項目
親のいい加減・無責任な態度	親の課題
相手を振り回す、威嚇する態度	
男性への依存性	
子どもが親の否定的影響を受ける	子どもの側の課題
子どもが親を否定的に捉えてしまう	
専門職に求められること	専門職の専門性
親族との関係の悪さ	安定した関係がない
経済的困難さ	基本的な生活をおくれる条件が整っていない
住居の問題	
連絡し、面会できる距離がない	環境的側面

改善されない事例のいずれにおいても、職員が親のいい加減で無責任な態度及び職員を威嚇する態度等に疲れ果て、怒りすら感じていたことが指摘できる。それだけではない。子どもへの悪影響に職員は苦しんでいるのである。結局悪循環になり、職員と親の関係は否定的なものにならざるをえない。ここで考えてみたいことがいくつかある。

ひとつには、そうした親の態度は、彼らが親自身にそのように扱われてきた結果であるといえるのではないか。恒常的な安定的な関係すら与えられることがなかったのかもしれない。根底にあるのは、他者への不信感であり、寂しさである。

子どもに対して無関心な親は、自分だけを見てくれる人を求めてしまう。愛情を子どもに与える以前に満たされていないから誰かを求める。子どもに対して引き取りを強く要求してくる親がなぜ子どもをそこまで求めるのかといえば、自分の孤独感を解消してくれるからであろう。引き取りは子どもの成長を願ってのものではなく、自分の空虚感を埋め合わせるものに等しいように感じられる。

同時に今回の事例の整理で感じたことは、親が強く子どもを引き取り、「家族である」ことに固執するのは、親自身が「家族幻想」を抱いているからかもしれないという点である。安定した家族で育つことができなかつたからこそ自分こそはそのような家族を築きたい、そうでなければ自分の空いた穴は埋め合わせることができないとでも思っているかのようである。この部分はいまだ仮説にすぎないのであるが、関係形成が困難な親を捉えていく視点ではないかと考える。

このことと関連しているのであるが、関係形成が困難な親の情報は収集しづらいであろう。多くを語ろうとしないことが想定されるからだ。しかし、だからこそいかに情報収集するかが問われてくることになる。虐待している親だけでなく、配偶者を始め、親族を含めた情報収集をいかにしていくかが課題である。

もうひとつ重要な点は、子どもへの影響をどう捉えるかである。ひとつは親を否定的に捉えてしまうという課題である。だが、これは親を子どもが相対化していくスタートとして位置づけることができるのではないか。親の無責任さにあきれはてているが、他方でどこかで子どもは親を求めている。求めている部分を認めつつ、子ども自身が親だけに期待をかけず、適切な距離をいかに築けて行くのか、こうした点について援助を開始する機会として捉えることができるのではないだろうか。

もうひとつの点、そしてむしろこちらの方が問題なのであるが、親を相対化できないという点である。しかも、暴言や善悪の区別がつかない等、親の否定的影響を多く身につけてさえしてしまう。

この部分は次年度の研究課題であるのだが、こうした子どもは職員との愛着関係がまだ構築されていないからこそ、親に固執している可能性がある。親を相対化できる子どもは、職員という安定した存在を内在化でき始めているからこそ、親にこだわらなくてもよいのかもしれない。

さて、子どもへの影響をふまえて制度として検討を要する課題について最後に言及しておきたい。こうした親の否定的な影響を受ける子どもの場合、親との面会を一時制限する必要が生じてくる。この点について、『子ども虐待対応の手引き』（2001）には以下のように記されている。

「なお、入所中に児童に対する面会、通信の制限について、児童虐待防止法第 12 条において児童福祉法第 28 条の規定により家庭裁判所の決定に基づき入所した児童に対する保護者からの面会、通信を児童相談所所長又は施設長が制限することができる明文規定がされた。

児童福祉法第 28 条によらない場合の入所についても、児童福祉法第 47 条第 2 項の規定する施設長の監護、教育の権限に基づき、児童が面会や通信を拒否したり、精神的に動揺したりあるいは保護者が児童を威圧、脅迫したりする場合には、面会、通信等を制限することは可能である。」(p 207)

この条文を読めば、児童福祉法第 28 条以外で入所した児童においても面会や通信を拒否したりすることができると考えられる。したがって、入所後に虐待が発覚した児童のような場合にも面会等の制限はできるわけである。だが、ここでひとつ問題がある。それは、施設長の権限で制限する部分である。これでは、施設は親と敵対関係になってしまう恐れがある。

施設は、子どもの自立支援と親との良好な関係の構築を目指している。そのなかで、子どもの自立支援が親と会うことで阻害されるのであれば、子どもの自立支援を優先させるであろう。そうになってしまうと、親は施設を批判するであろうし、結果的に親と良好な関係を維持できなくなる。もしくは親との関係を悪化させたくないから、子どもに悪影響があるのを知りながら、面会を許可せざるをえないという葛藤状況に追い込まれる。

やはり、28 条以外の場合にあっても、施設長の依頼があれば、家庭裁判所で面会等を制限する措置を講ずることが必要である。すでに、DV防止法では、接近禁止命令等ができていたのであり、これを摘要することもできるだろう。

3・結論と今後の課題

今回の調査において、関係が改善される場合と関係が改善されない場合の違いに親の基本的な関係形成を結ぶ力が関係していることがわかった。特に、関係が改善されない親の場合、恒常的で安定的な関係を結べない点が重要な課題であり、そこには自他への基本的な不信が根底にあるとあってよいのではないか。また、安定的な家族で育つことができなかった過去にこだわり、家族幻想にとりつかれていることも推察された。

また、施設における家族援助は、子どもの良好な変化を導くことが親の変化を導くことが明確にされた。つまり、家族援助は、親と子どもを一体に捉えていく視点が重要なのである。

次年度の課題は、改善が難しい親への課題にいかに対処するかを検討することがある。さらには、子どもに良好な変化を導く援助を親と一体に捉える援助についてモデル化を検討することにある。そして最後に、否定的な影響を受けてしまう子どもが親を相対化するためには何が必要かを明確にしていくことも重要な研究課題である。

<文献リスト>

・David P.H Jones (1997) Treatment of the Child and the Family Where Child Abuse or Neglect Has Occurred In Mary E.Helfer, Ruth S.Kempe,and Richard D.Krugman THE BATTERED CHILD, Fifth Edition The University of Chicago 「子どもと家族への治療—虐待やネグレクトが発生した家庭への援助」(2003)『虐待された子ども』社会福祉法人子どもの虐待防止セ

ンター監修 坂井聖二監訳 明石書店

- ・尾木まり、庄司順一（2003）「児童福祉施設における被虐待児童の保護者への援助に関する実態調査ークロス分析及び事例・自由記述の分析」平成 14 年度厚生科学研究報告書『被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究』（主任研究者 庄司順一）
- ・西澤哲（2002）「被虐待児童の保護者への支援のあり方ー3」虐待傾向を示す親への援助（総論）」平成 13 年度厚生科学研究報告書『被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究』（主任研究者 庄司順一）
- ・日本子ども家庭総合研究所編（2001）『厚生省 子ども虐待対応の手引き』有斐閣